

特集 「サムライ文化論」に寄せて

吉 村 亨

歴史民俗学専攻の発足以来、「妖怪文化論」がこの専攻を特色付ける科目として設定されていたが、これに加えて、「サムライ・ジャパン」などといったブームを受けとめて追加・新設されたのが「サムライ文化論」である。

当初は、たしかオープン・キャンパスなどの講義科目とされていたが、二年前に、戦国時代の研究者でもあり高槻市立しろあと歴史館の学芸員でもある中西裕樹氏を講師に招き、専攻所属の教員も一時間ずつ担当する形で、歴史民俗学専攻を特色付けるもう一つの科目として新設されたのが「サムライ文化論」であった。

私事ながら、今年の三月をもって、京都文化短期大学に始まる、あしかけ三十年にわたる教員生活を定年退職する。それと合わせるように学部学会紀要『人間文化研究』で「サムライ文化論」の特集を組むことになり、それに一文を寄せて欲しいということになった。自分の長い研究歴のなかで、「サムライ」をテーマとしたことも、この世界に特にきわだった問題意識をもったこともなく、何か一文を寄せると言っても、何も直ぐには思いつかない。

専攻の教員として一時間ずつ担当する講義で私がテーマとしたのは、「武士の誕生」であった。学生を相手に、とくに主張・提言しておきたいこと、新しい理解を提示することなどは無かったが、かねがね気になっていたことはあった。それは、武士が誕生する時期の貴族社会では「負」の存在であった「武者(ムサ)」が「正」の存在として価値転換してしまうこと、言い換えれば「悪」から「善」への見事な「変身」ぶりであった。

「侍」の由来、武士の起源に関する主要な学説の紹介などをふまえ、古代の中期に発生し、武力で古代という時代を終焉させ、中世という新しい時代の主導的な役割を果たすに至るこの存在、それを受けとめた時代の「認識」から「武士」の原像をさぐるといった内容で講義は展開していったが、そのなかでこだわったのが、この「変身」ぶり。こだわりの出発点となったのは、以下の二つの史料、「件の頼親、殺人上手なり、たびたび此の事あり」(藤原道長『御堂関白記』)と、「武の道、非分の者を殺さざるなり」(『保元物語』)という一文であった。武者(武士)とは「殺人」を業とする存在だったのである。

天皇や院・宮家、摂関家などといった権門の求めに応じて殺人を事とする、それが武芸でもあったわけだが、『今昔物語』にもこうした話がでてくる。たとえば、猛者として知られた源章家について、「生キタル者ヲバ殺ス」「昼夜朝暮ニ生命ヲ殺スヲ以テ役」としていたとあり、多田源氏の祖源満仲の息子で鬼退治の説話で名高い源頼光についても「極メタル兵ナリケレバ公モソノ道ニ使ハセ給ヒ」としている。

『古事談』の源満仲・頼義・義家まつわるエピソードも興味深い。満仲の子息源賢法眼が「父子之罪業深重ヲ見ワビテ」出家を懇願、満仲は発心して出家、殺人の罪数限りなしといわれた孫の頼義も出家遁世して仏

堂の建造等に尽力したが、義家はいっこうに懺悔の心なく、背中に「無間地獄之罪人源義家」の大札を付けた義家は病に罹り死去する夢を見たというのである。昂揚期にあった浄土信仰に触発された話とみるべきだろうが、殺人殺生を業とする武者に対する人々の恐怖と、その存在を罪深きものとする意識、屠者とみる蔑視の表徴と考えることもできる。

殺人が武者の宿業であるなら、避けて通れないこの環境のなかで、おのずと武者の罪意識も芽生えてくる。ならばこそ武者には、こうした意識や社会的認識に対抗しうる論理が必要とされたのであろう。それが悪業の自覚的選択（ひらきなおり）と価値転換（悪から善へ、正当化）という二つの論理であった。

『保元物語』は、保元の乱で伊豆大島に流された源為朝の語りとして次のような一文を載せている。

罪を作らば必ず悪道に落つべし。然れども武士たる者、殺業なくては叶はず。夫に取つては武の道、非分の者を殺さざるなり。依つて為朝合戦する事二十余度、人の命を断つ事数知らず。されども分の敵を討つて非分の者を討たず。鹿を殺さず、魚鱗を漁らず、一心に地藏菩薩を念じ奉ること二十余年なり。過去の業因に依つて、今加様の悪心を受け、今生の悪業に依つて、来世の苦果、思ひ知れたり。されば今此罪悉く懺悔しつ。偏に仏道を願ひて念仏を申すなり。

当時における世間の為朝観なり武者観が反映した一文としても興味深いが、「殺業なくては叶はぬ武士ならば、せめて「非分の者」は殺さない、合戦で多数の命を奪ったが「分の敵」を討つても「非分の者」は討たなかった、それが「武の道」であるという。悪の自覚的な選択（ひらきなおり）によって罪業を縮小化した結果の倫理観ともいうべきであろう。「分」＝「道理」の殺人という形で自己を納得させ、殺人を合理化する原理を

発見したのである。「武士の道」はここに明るい展望を見出した。

『古今著聞集』卷九(武勇)には、「武は暴を禁じ、兵を革(おさ)め、大を保ち、功を定め、民を安んじ、衆を和し、財を豊かにす、是れ武の七徳なり」という「武の七徳」¹⁾武の果たす七つの功德効用が示されている。

鎌倉時代は「徳」の時代だといわれるが、この「武の七徳」からは、殺人を宿業とする武士の罪悪の世界が姿を消しており、武のもつ「負」²⁾価は存在しない。加えて、個人的な罪業意識が集団的倫理へと拡散し解消している。まさに武者の倫理の「負」から「正」への完全な価値転換とみるべきだろう。武は「悪」から「善」に変わったのである。

権門の侍として殺人を請け負う罪深き存在としての武士が、政権の樹立において集団的倫理ともいえるべき「武の七徳」を主張し、民衆の保護者ともいえるべき階級に転換する倫理意識を変革したうえで支配者意識の確立に勤しんだ。その延長線上にあるのが、武士の「道理」で武装した貞永式目の制定による法秩序の体系化であった。「武者ノ世」は、ここに確立するのである。